

神火をつぐ、これを火繼と云り、さる故に國造の世がはりを火繼と云なり、さて火繼竟りて、國造となりぬれば、食膳をと、のふるにも、常に此神火を用ひて、其をつ、しむこといとく、嚴重にして、かりにも他火を用ることなし、さて又毎年正月元日に、火祭と云て、かの神代の火切臼、火切杵と云を祭るわざあり、又毎年十一月中の卯日に、國造かの大庭社にゆきて、新嘗會と云ことありて、國造はじめて新穀を食はる、此時は熊野社より火切板、火切杵を彼社人持來て、火を切出で、饌をと、のへて國造に獻る式あり、其熊野の社人の持來る火切板は、長さ三尺許、廣さ五六寸、厚さ一寸ばかりなる檜の板なり、火切杵は、長さ二尺五六寸ばかりなる、細き空木のまろ木にて、是は板杵ともに、毎年に新に造れる物にて、是を以て火をもみ出すなり、さて又神水と云は、意宇郡山代村に、天真名井と云あり、式なる真名井神社これなり、かの大庭社より十四五町東北の方にあり、國造新嘗の時、此井の水を用ふること、ぞ、

〔類聚名物考 調度十一〕燧杵 ひきりきね

火をするには檜木の臼を作り、同木の杵にて錐をもむ様にすれば、火出るなり、臼とは板の片端をくぼめて横に筋を入れて、節はそこより火の出れば、火くそをそこに置時は、火うつるものなり、これ口傳の秘事なり、きるは摺と同じ、この詞つねにかよはしいへり、

〔年中行事秘抄 六月〕内膳司供忌火御飯事未供之

舊記云、垂仁天皇之代、倭姫皇女爲伊勢太神御杖代○略中有一隻鶴守、八根稻穗長八握、可謂瑞穗、倭姫皇女使人刈採欲供太神之御食、即折木枝刺合出火、炊彼稻米奉供太神給、從此時神嘗祭發、故每至神態鑽火炊爨、謂之忌火、良有以也者○略中高橋氏文云、天皇○行景五十三年八月、行幸伊世轉入東國、冬十月、到上總國安房浮島宮○略中是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉、爲湯坐連等始祖、意富賣布連之子豊日連乎、令火鑽氏、此乎忌火止爲天伊波比由麻閉天供御食、